

## 計算書類に対する注記（法人全体用）

### 1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は存在していない。

### 2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
  - ・上記以外の有価証券で時価のないもの一総平均法に基づく原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - ・最終仕入原価法に基づく原価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
  - ・リース資産を除く固定資産一定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (4) 引当金の計上基準
  - ・賞与引当金 . . . . . 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。
  - ・退職給付引当金 . . . . . 社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会の愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済支援事業の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

### 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び愛媛県社会福祉協議会が実施する愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済支援事業に加入している。

### 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア 自在園拠点（社会福祉事業）
    - 「法人本部」
    - 「特別養護老人ホーム自在園」
    - 「短期入所生活介護事業所自在園」
    - 「デイサービスセンター自在」
    - 「グループホームみじょうの里」
    - 「居宅介護支援事業所自在園」
  - イ はまゆう拠点（社会福祉事業）
    - 「はまゆう乳幼児保育所」
    - 「通園事業おれんじくらぶ」
  - ウ 成年後見等受任事業拠点（公益事業）
    - 「成年後見等受任事業」
  - エ 自在園太陽光発電所拠点（収益事業）
    - 「自在園太陽光発電所」

## 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	267,741,488	0	0	267,741,488
建物	1,059,641,452	0	57,630,424	1,002,011,028
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	1,328,382,940	0	57,630,424	1,270,752,516

## 7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- (1) 固定資産の処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩額  
機械及び装置 1円

## 8. 担保に供している資産

担保に供している資産は以下のとおりである。

建物（基本財産）	766,505,651 円
土地（基本財産）	165,365,488 円
計	931,871,139 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	330,470,000 円
計	330,470,000 円

## 9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,516,575,431	514,564,403	1,002,011,028
建物	55,292,295	33,092,669	22,199,626
構築物	104,584,674	59,409,508	45,175,166
機械及び装置	23,218,000	17,568,960	5,649,040
車輛運搬具	16,291,200	16,291,194	6
器具及び備品	119,940,073	81,232,842	38,707,231
有形リース資産	8,222,928	4,286,482	3,936,446
合計	1,844,124,601	726,446,058	1,117,678,543

## 10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	126,226,608	0	126,226,608
未収補助金	2,583,942	0	2,583,942
未収金	0	0	0
合計	128,810,550	0	128,810,550

## 11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

**1 2. 関連当事者との取引の内容**

該当なし

**1 3. 重要な偶発債務**

該当なし

**1 4. 重要な後発事象**

該当なし

**1 5. 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、  
その旨及び概要**

該当なし

**1 6. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び  
純資産の状態を明らかにするために必要な事項**

該当なし

## 計算書類に対する注記（自在園拠点区分用）

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
  - ・上記以外の有価証券で時価のないもの－総平均法に基づく原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - ・最終仕入原価法に基づく原価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
  - ・リース資産を除く固定資産－定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (4) 引当金の計上基準
  - ・賞与引当金・・・職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。
  - ・退職給付引当金・・・社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会の愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済支援事業の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び愛媛県社会福祉協議会が実施する愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済支援事業に加入している。

### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 自在園拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㉑)）
  - ア 法人本部
  - イ 特別養護老人ホーム自在園
  - ウ 短期入所生活介護事業所自在園
  - エ デイサービスセンター自在
  - オ グループホームみしょうの里
  - カ 居宅介護支援事業所自在園
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㉒))は省略している。

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	165,365,488	0	0	165,365,488
建物	926,927,084	0	46,744,136	880,182,948
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	1,093,292,572	0	46,744,136	1,046,548,436

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- (1) 固定資産の処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩額  
機械及び装置 1円

## 7. 担保に供している資産

担保に供している資産は以下のとおりである。

建物（基本財産）	766,505,651 円
土地（基本財産）	165,365,488 円
計	931,871,139 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	330,470,000 円
計	330,470,000 円

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,312,610,956	432,428,008	880,182,948
建物	582,120	397,766	184,354
構築物	84,177,324	48,474,581	35,702,743
機械及び装置	23,218,000	17,568,960	5,649,040
車輛運搬具	16,291,200	16,291,194	6
器具及び備品	101,294,851	68,302,765	32,992,086
有形リース資産	8,222,928	4,286,482	3,936,446
合計	1,546,397,379	587,749,756	958,647,623

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	112,156,562	0	112,156,562
未収補助金	2,174,042	0	2,174,042
未収金	0	0	0
合計	114,330,604	0	114,330,604

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 11. 重要な後発事象

該当なし

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 計算書類に対する注記（はまゆう拠点区分用）

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
  - ・上記以外の有価証券で時価のないもの－総平均法に基づく原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - ・最終仕入原価法に基づく原価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
  - ・リース資産を除く固定資産－定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (4) 引当金の計上基準
  - ・賞与引当金・・・職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。
  - ・退職給付引当金・・・社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会の愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済支援事業の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び愛媛県社会福祉協議会が実施する愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済支援事業に加入している。

### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) はまゆう拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(⑩)）
  - ア はまゆう乳幼児保育所
  - イ 通園事業おれんじくらぶ
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	102,376,000	0	0	102,376,000
建物	132,714,368	0	10,886,288	121,828,080
合計	235,090,368	0	10,886,288	224,204,080

### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 7. 担保に供している資産

該当なし

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	203,964,475	82,136,395	121,828,080
建物	2,110,175	1,547,458	562,717
構築物	20,407,350	10,934,927	9,472,423
器具及び備品	18,645,222	12,930,077	5,715,145
合計	245,127,222	107,548,857	137,578,365

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	13,668,854	0	13,668,854
未収補助金	409,900	0	409,900
合計	14,078,754	0	14,078,754

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 11. 重要な後発事象

該当なし

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 計算書類に対する注記（成年後見等受任事業拠点区分用）

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
  - ・上記以外の有価証券で時価のないもの－総平均法に基づく原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - ・最終仕入原価法に基づく原価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
  - ・リース資産を除く固定資産－定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (4) 引当金の計上基準
  - ・賞与引当金・・・職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。
  - ・退職給付引当金・・・社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会の愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済支援事業の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び愛媛県社会福祉協議会が実施する愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済支援事業に加入している。

### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 成年後見等受任事業拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(⑩)）は省略している。
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7. 担保に供している資産

該当なし



## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物			0
車輛運搬具			0
器具及び備品			0
合計	0	0	0

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
合計	0	0	0

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

### 11. 重要な後発事象

該当なし

### 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 計算書類に対する注記（自在園太陽光発電所拠点区分用）

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
  - ・上記以外の有価証券で時価のないもの－総平均法に基づく原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - ・最終仕入原価法に基づく原価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
  - ・リース資産を除く固定資産－定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (4) 引当金の計上基準
  - ・賞与引当金・・・職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。
  - ・退職給付引当金・・・社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会の愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済支援事業の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び愛媛県社会福祉協議会が実施する愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済支援事業に加入している。

### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 自在園太陽光発電所拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(⑩)）は省略している。
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7. 担保に供している資産

該当なし

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	52,600,000	31,147,445	21,452,555
合計	52,600,000	31,147,445	21,452,555

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	401,192	0	401,192
合計	401,192	0	401,192

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 11. 重要な後発事象

該当なし

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし